

お米の トレーサビリティ 制度



お米の産地が わかります。

米トレーサビリティ法(注)により、
消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を
入手できるようになります。
商品の容器や包装、外食店や小売店等で、
原料米の産地がどこなのか確認できます。

(注)「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



小売店等で
対象となる
米・米加工品
の例

小売店で販売されるもの



外食店等で
対象となる
米・米加工品
の例

外食店で提供されるもの



外食店等では

お米の産地情報が知りたいときは…

小売店、
通販等では

※外食店等では、米飯類のみが産地情報伝達の対象です。
産地は「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等のように表示されます。

当店は〇〇県産の米を使用しています。

産地情報については、店員におたずねください。

店内に産地を知ることができる方法を掲示し、店員等が説明

メニューに産地情報を記載

煎餅
〇〇県産米使用

原料米の産地情報については、お客様相談窓口へお尋ねください。
030120-0000-0000

商品の包装に産地情報を記載

商品の包装に産地を知ることができる方法を記載

購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL http://www.maff.go.jp/j/syoutan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

農林水産省

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。



伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注3）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注4）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注5）情報の伝達が必要です。

（注3）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）

（注4）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

（注5）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行う必要があります。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等（料理を提供する事業者）では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を 掲示

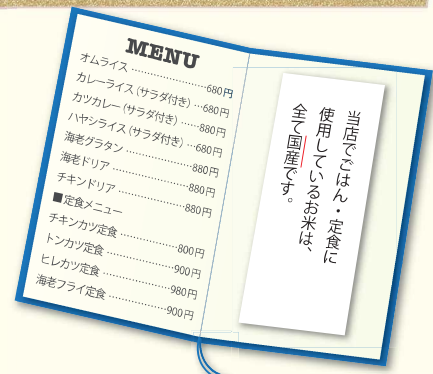


産地情報については、
店員におたずね
ください。

店内に産地を
知ることが
できる方法
を掲示



メニューに 産地情報を記載



小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

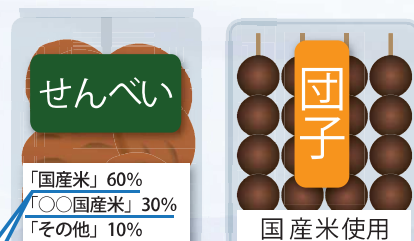
- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

<一括表示欄への記載例>

名 称	米 菓
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他)、 食塩/調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を 避けて保存してください。
製 造 者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1

いずれの
場所への
記載でも可

<一括表示欄の枠外への記載例>



- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

- ② 原材料の産地情報については
当社HPをご覧ください。
- ① <http://www.xxxxxxxx.xx.xx>

品 名	説 明
原材料名	うるち米、食塩、 調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を 避けて保存してください。
製 造 者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

- ② 原材料の産地情報については
お客様相談窓口へお尋ねください。
- ① ☎0120-0000-0000

品 名	説 明
原材料名	うるち米、食塩、 調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を 避けて保存してください。
製 造 者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1

お問い合わせ先

北海道農政事務所

米穀流通・食品表示監視課
TEL：0120-051-031

関東農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：048-740-0090

東海農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：052-223-4611

中国四国農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：086-224-9409

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部消費・安全課
TEL：098-866-1672

東北農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：022-221-6323

北陸農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：076-232-4113

近畿農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：075-366-4052

九州農政局

米穀流通・食品表示監視課
TEL：096-211-9353

農林水産省消費・安全局

米穀流通・食品表示監視室
TEL：0120-714-110

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

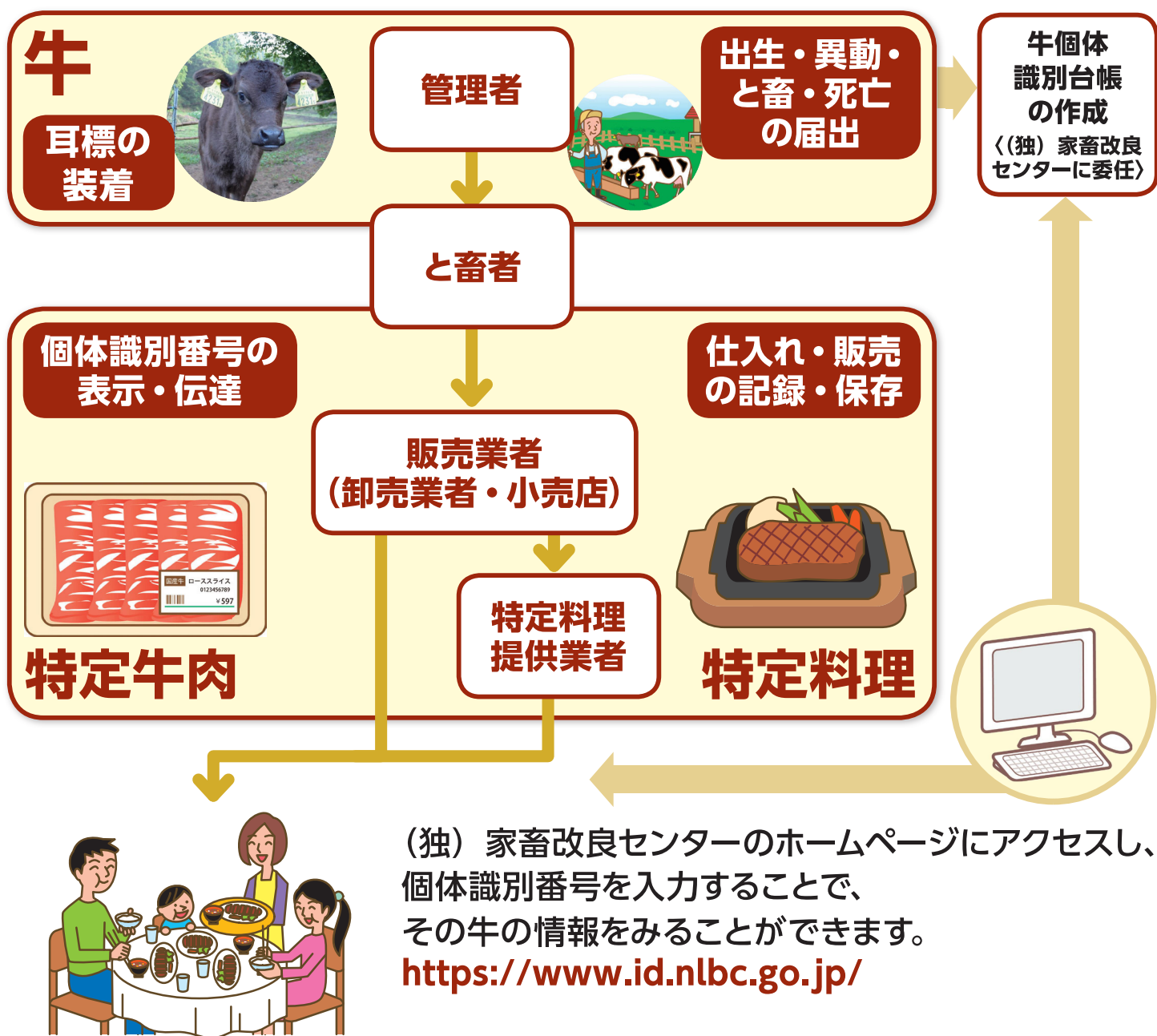
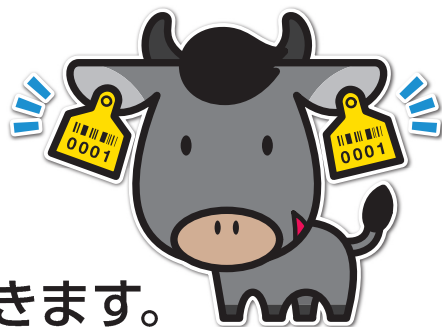
米トレーサビリティ法

検索



牛トレーサビリティ制度とは

国内で飼養された牛の肉には、
牛の個体識別番号（又はロット番号）が
表示されています。個体識別番号により、
その牛がいつ・どこで生まれ、育てられ、
食肉処理されたかや、品種などが確認できます。





陳列するその前に!! 確認しましたか?



「**個体識別番号**」!!

① **牛肉**をスライスし、パックする際に、
ラベラーの**個体識別番号**の**更新**の**し忘れ**や、

② **店内**に掲示していた**個体識別番号**の
更新の**し忘れ**などで、



個体識別番号の**表示の誤り**が**多数発生**しています!!

部分肉に添付される
計量ラベルの表示例

名 称			重量
国産	交雑牛	かたロース	10kg
消費期限	保存温度		
2017.00.00	4℃以下・冷蔵保存		
加工年月日	個体識別番号		
2017.00.00	1234567895		
加工者 千代田畜産 (株)			
住 所 千代田区霞ヶ関 00-00-00			

対面販売での表示例

包装商品販売での表示例

本日の販売商品

● 国産牛
かたロース

個体識別番号

1234567895



国産 牛 かたロース すき焼き用
個体識別番号 1234567895
消費期限 17.00.00 4℃以下・冷蔵保存
100g当り 600円
正味量 220g
お値段 (円) 1320
加工者 スーパー うしだ 大手町店
住 所 千代田区大手町0-0-0



個体識別番号の検索

(<https://www.id.nlbc.go.jp/>)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

農林水産省

ふるさと納税の返礼品である 牛肉にも**個体識別番号の表示が 必要です**



ふるさと納税の返礼品として

牛肉を送付する販売業者は

牛トレサ法※に基づく遵守事項を守る必要があります

※牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

牛トレサ法に基づく販売業者の遵守事項

① 個体識別番号の表示・伝達

販売業者は、販売する特定牛肉、容器、包装、送り状、又はその店舗の見やすい場所に、**個体識別番号を表示し、伝達**しなければなりません。

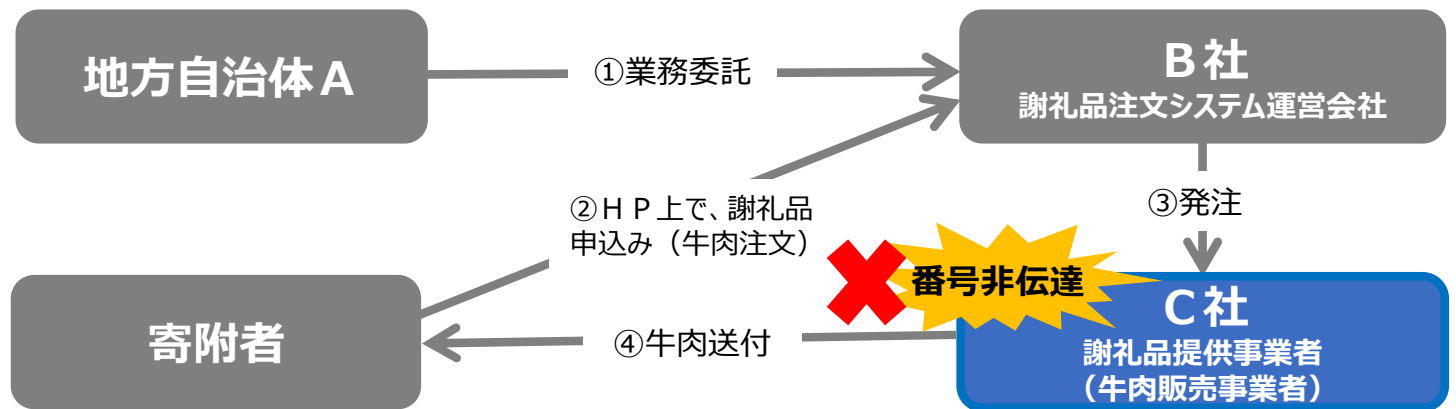
② 仕入れ・販売の記録・保存

販売業者は、特定牛肉の販売に係る**仕入れと販売の記録を保存**しなければなりません。

- ふるさと納税の寄附者に対して、返礼品として送付された牛肉に、牛の個体識別番号が正しく表示されていない例があることが確認されています（番号の非表示・異なる番号の表示）
- ふるさと納税の返礼品送付の仕組みは自治体により異なりますが、返礼品として牛肉を送付する際には、個体識別番号の表示が必要です
- 返礼品として送付した牛肉についての仕入れと販売の記録の保存が必要です

事例①

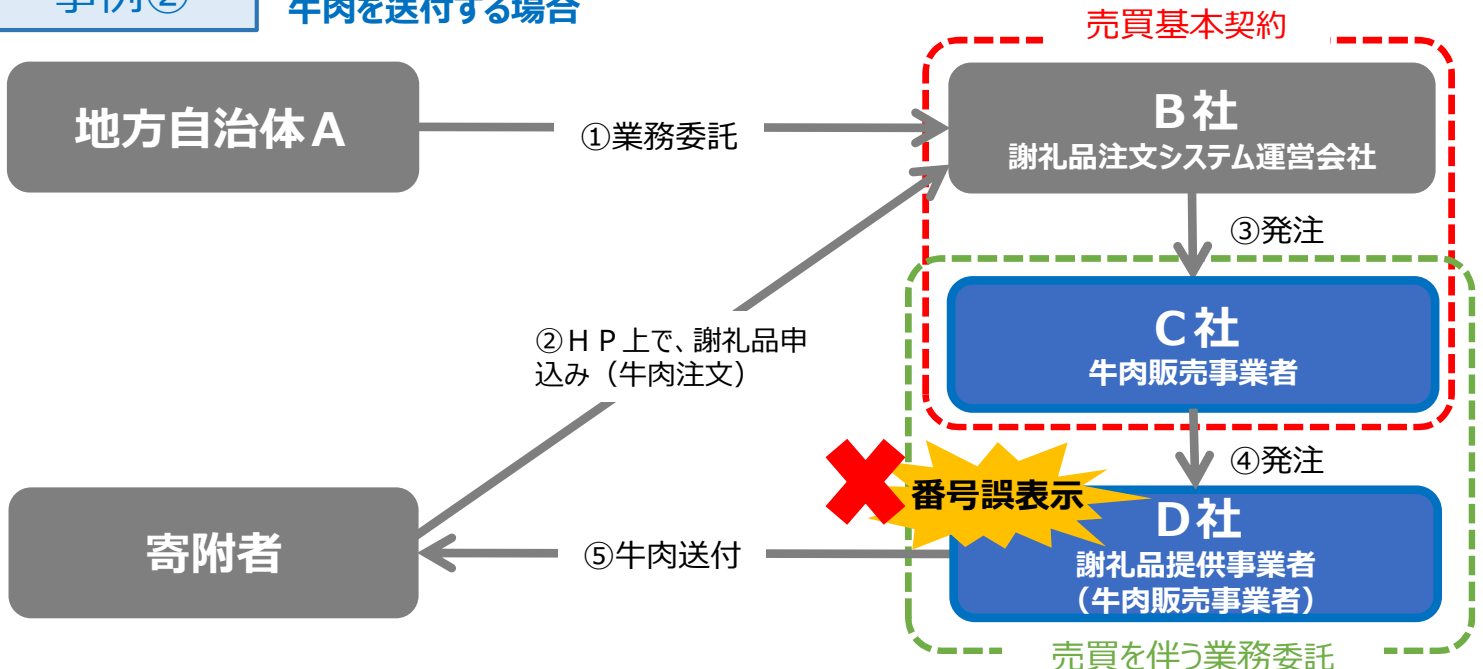
謝礼品注文システム運営会社と契約したC社が寄附者に牛肉を送付する場合



C社は販売業者にあたるため、寄附者又はB社に対し、**牛の個体識別番号を表示する必要、仕入れと販売の記録を保存する必要**があります

事例②

謝礼品注文システム運営会社と契約したC社がD社に委託し、D社が寄附者に牛肉を送付する場合



C社・D社はいずれも販売業者にあたるため、寄附者又はB社に対し、**牛の個体識別番号を表示する必要、仕入れと販売の記録を保存する必要**があります

【本件に関するお問い合わせ先】 個別の事案については各自治体や事業者の最寄りの農政局へ問合せ願います

担当部署	電話番号	担当地域（都道府県）
消費・安全局消費者行政・食育課	0120 - 714 - 110	全国
北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	0120 - 051 - 031	北海道
東北農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	022 (221) 6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	048 (740) 0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	076 (232) 4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	052 (223) 4611	愛知、岐阜、三重
近畿農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	075 (414) 9026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	086 (224) 9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	096 (211) 9156	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	098 (866) 1672	沖縄

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年6月に公布されました。



牛

平成15年12月1日施行
(注)平成15年12月1日の既存牛及び同日以降の出生・輸入牛が対象

牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標を装着(取り外し禁止)

出生



他の農家への異動など
(譲渡し・譲受け等)



とさつ



枝肉



部分肉



精肉・特定料理



牛肉

平成16年12月1日施行
(注)平成16年11月30日以前にとさつされた牛肉は対象外

特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号を表示し伝達

消費者



管理者 輸入者・輸出者

と畜者

販売業者・特定料理提供業者

農林水産大臣への届け出

15年12月1日時点の
既存牛の届出(16年2月末まで)

出生の届出

- 出生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別など

輸入牛の届出

- 輸入年月日
- 雌雄の別
- 牛の種別
- 輸入先の国名など

*届出により
個体識別番号決定

譲渡し等の届出

- 個体識別番号
- 譲渡し等の年月日
- 譲渡し等の相手先など

譲受け等の届出

- 個体識別番号
- 譲受け等の年月日
- 譲受け等の相手先など

死亡の届出

輸出の届出

とさつの届出

- 個体識別番号
- とさつ年月日
- 譲受け等の相手先など

販売等の記録・保存(帳簿の備付け)

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 引渡しの年月日
- 引渡しの相手先
- 引渡しの重量など

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 仕入れの年月日
- 仕入れの相手先
- 仕入れの重量など
- 販売の年月日
- 販売の相手先
- 販売の重量など

※相手先が消費者となる
小売店及び特定料理
提供業者は除く

〔平成16年11月30日までに
とさつされた牛肉には
表示の義務はありません。
(2年間ほどは、表示の
ないものも一部残ります)〕

精肉などに
表示された

個体識別番号で
牛の生産履歴を
検索可能

農林水産大臣による個体識別台帳の作成<<(独)家畜改良センターに委任>>

個体識別番号



●この牛の情報

出生年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など

●この牛を管理した者の情報

管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報

●この牛のとさつ・死亡の情報

とさつ・死亡の年月日/と畜場の名称など

インターネットで
生産履歴を公開!



牛個体情報

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
1234567890	2000.05.21	オス	0000654321	ホルスタイン種
異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名又は名称
		都道府県	市区町村	
1 出生	2000.05.21	岩手県	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
2 転出	2000.05.29	岩手県	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
3 転入	2000.05.29	福島県		
4 転出	2003.08.08	福島県		
5 搬入	2003.08.08	東京都	港区	東京都立芝浦と場
6 と畜	2003.08.09	東京都	港区	東京都立芝浦と場

(注)市区町村、氏名又は名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開しています。

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。酪農家や、肉用牛農家にとっては、様々な活用が期待されています。

(制度を確実にするための措置)

農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、と畜直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。